

平成29年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成29年5月9日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時55分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	2番	頼田 洋子		3番	岡田 篤幸	
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 竹中 智彦					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2) 農地復元完了届について
その他	(1) 農地利用最適化推進委員の選考スケジュール(案)について (2) 平成29年度第3回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、平成29年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は、委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～
	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 2番 頼田 洋子 3番 岡田 篤幸 書記：田邊 操枝
4. 議事	議長	議事に入ります。『議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に

議案第1号 農地法第4条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて		対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第1条の7の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 m² 登記：田 現況：畑 m²</p> <p>合計：田2筆 m²</p> <p>申請人：</p> <p>用途：農業用施設 転用目的及び施設の概要：牛舎、飼料庫</p> <p>この申請地は農業振興地域農用地です。原則転用不許可であります。農業用施設の建設の場合は例外として転用が認められています。今回の転用は、飼料庫1棟、育成牛舎2棟、乾乳牛舎1棟の建設です。申請地は、事業目的から見た転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。補足します。申請者は、経営規模の拡大を行いたいということです。経産牛を 頭から 頭規模に増やしたいが、既存の施設には増築するスペースが無いため隣接する当該農地に建築したいという申請です。</p>
	議長	議案第1号については現地調査を行っています。現地調査報告を市川職務代理よりお願いします。
	市川委員	本日9時より、恩田会長、私、作野委員、松川委員、三嶋委員、井上委員、芝田局長、亀尾補佐の8名で現地調査を行いました。場所は、線に向かった の外れの県道より一段下がった所です。2ページの公図を見て下さい。 に現在牛舎が建っています。現地は草刈がされていて牧草地の跡ではないかと思われます。3ページの土地利用計画図の真ん中あたりに進入路があります。進入路の構造については7、8、9ページに載っています。進入路の入り口に農業水路があります。ヒューム管を入れてその上に進入路を造られます。また、既存の施設と申請地の間にはU字溝がありますが、さらにL型擁壁を付けられるそうです。アスファルト舗装等は一切されませんので、雨水等は自然に浸み込むことも考えられますが、6ページを見て頂きますと青色の線が雨水排水となっています。汚水等は、おが屑を牛舎に敷いて浸み込ませて堆肥に有効利用されるそうです。総合的に検討しまして許可妥当であると判断しました。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第7条の1の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明いたします。

	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 譲渡人： 譲受人：</p> <p>小計：田 1 筆 m² 合計 1 筆 m² 契約種別：売買 用途：農業用施設 転用目的及び施設の概要：農業用倉庫</p> <p>この申請地は農業振興地域農用地で、原則転用不許可であります。農業用施設の建設の場合は例外として転用が認められています。今回の転用目的は、農業用施設で調整乾燥施設、玄米保管庫、加工室の建設です。申請地は一般住宅から離れており、事業面積からみた転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当としての申請です。</p>
	議 長	議案第 2 号につきましても現地調査を行っていますので、市川委員より報告をお願いします。
	市川委員	先ほど報告しました 8 名で現地調査を行いました。公図を見て頂くと分かるように歪な形をした農地です。12 ページの土地利用計画図見て下さい。244-1 は一段下がっていて該当地は一段高くなっています。その間に水路があります。前回保留となった部分です。前回は建物の位置関係が不明確でしたが、今回はきちんとポールを立てられていました。前回問題になった下の細長い部分についてですが、下の境界線まで全て転用ということです。農道のような形になっていますが田であったようです。もう 1 点保留となった利用計画が示されていなかった部分についてですが、秋の収穫時には人が増えるし、春にも苗作りなどで十数名の方がここで作業をされることになるそうです。その為、臨時作業場や臨時駐車場として使いたいということです。反対側にも駐車場は計画してありますが、農繁期には足りないということで多目的な事に使いたいということです。雨水等については傾斜を付けて雨水枡に集めて町道の外の水路に流される計画だそうです。広い土地ですので雨水は左下にも水路があり 2 段構えになっています。汚水等は浄化槽で処理をされます。前回保留となりましたが、今回の調査では許可妥当であると判断しました。
	議 長	議案第 2 号について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	ないようですので異議なしと認め『議案 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 3 号農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書 5～11 頁）】</p>

		<p>[新 規]</p> <p>整理番号 99～ 103 番</p> <p>設定を受ける者： 5名</p> <p>設定をする者： 5名</p> <p>設定をする土地： 5筆 計 7,403 m²</p> <p>[再設定]</p> <p>整理番号 104～ 105 番</p> <p>設定を受ける者： 2名</p> <p>設定をする者： 2名</p> <p>設定をする土地： 3筆 計 2,973 m²</p> <p>[農地中間管理権を取得する場合]</p> <p>整理番号 5～ 7 番</p> <p>設定をする者： 3名</p> <p>設定をする土地： 5筆 計 8,790 m²</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	6号議案につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について』は承認されました。
議案第 4 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について		(産業課竹中課長補佐入室)
	議 長	議案第 4 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読】
	議 長	このことにつきまして質疑を受けます。
	種委員	担い手機構から に出された経緯を教えてください。
	竹中補佐	集落の池がかりの谷間の農地になります。耕作者がなく、町内の法人の方々もここまで上がって来られない状況の中で耕作者を探しておられました。 や、 という農業関係の会社がありますが、は、そちらと関連した会社です。から で農地の集約ができる所を探しておられました。地権者の方とお知り合いの方がおられという経緯もありました。町内の担い手を探すのが筋であると思いますが、うまくマッチングしなかったということもあり、今回の貸借となりました。
	議 長	種委員がお聞きになりたいことは、 地区にも農業をされている方やグループなど色々あるが、その方々にも話をされたのか。地元を主体として、やむを得ずこのような形になったのか、その辺の経緯の説明を聞かれています。
	竹中補佐	法人さんや認定農業者、認定就農者の方々にお声掛けはしましたが厳

		しいということでした。
	種委員	分かりました。何故、の方がと疑問を感じました。これからもこのようなケースが出てくるかもしれません。町内での担い手作りに力を入れないと、今後も町外の方に耕作をお願いすることが増えてくるのではないかと思います。町外の方に頼む前に、町内の担い手育成を基本に考えて下さい。お願いします。
	議 長	種委員がおっしゃる形をとってもらいたいと思います。ご協力をお願いします。他にご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	『議案第 4 号農用地利用配分計画(案)の意見照会について』決定致しました。
		(産業課竹中課長補佐退室)
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』 朗読及び説明（議案書 14 頁）】 耕作者の体調不良の為、合意解約となりました。解約後は、先ほど農地配分計画で承認を頂きましたとおり担い手育成機構を通して さんが耕作されます。
	議 長	質疑を受けます。 (質問・意見なし)
	議 長	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について報告を終わります。
(2) 復元完了届について	議 長	『復元完了届について』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による復元完了届について』 朗読及び説明（議案書 15～4 頁）】 本日、皆様に現地確認をして頂きました。
	議 長	現地調査を行い復元完了であったことを報告します。
5. その他 (1) 農地利用最適化推進委員のスケジュール(案)について	議 長	『農地利用最適化推進委員のスケジュール(案)について』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	【『農地利用最適化推進委員のスケジュール(案)について』 朗読及び説明（議案書 17 頁）】 現在、農業委員の公募期間中です。公募の期間が終わりましたら、5 月下旬に選定委員会を開催して委員の選考を行います。6 月下旬に新農業委員の議会同意を求めます。農地利用最適化委員の公募日については、町民の方に公募をしていることを広くお伝えしなくてはいけないという法律ですので、行政文書の配布日に合わせて行います。7 月には新農業委員の任命式。農地利用最適化委員については、7 月下旬に選定委員会を開催します。8 月の総会で最適化委員の委嘱を行います。諸事情で日程の変更があるかもしれませんが、概ねこのようなスケジュールで進めていきたいと考えています。
	議 長	質疑を受けます。 (質問・意見なし)
	議 長	ないようですので、報告を終わります。
平成 29 年度	議 長	平成 29 年度第 3 回南部町農業委員会総会は、平成 29 年 6 月 9 日（金）

第1回農業員 会総会の日程 について		に開催致します。
その他	作野幹事	～省略～
8、閉会	議長	これにて平成29年度第2回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。